

更別村次世代育成支援 特定事業主行動計画

令和7年度～令和11年度

更 別 村 長
更 別 村 議 会 議 長
更 別 村 農 業 委 員 会
更 別 村 教 育 委 員 会

令和7年3月

I 総論

1 目的

我が国における少子化と人口減少を克服することを目指す総合的な政策として次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。

更別村では、職員を雇用する事業主として、平成17年度から平成26年度までの10年間「更別村役場特定事業主行動計画」を策定するとともに、平成30年度から令和6年度までの7年間「更別村次世代育成支援特定事業主行動計画」を策定し、職員の仕事と子育ての両立支援等の取り組みを進めてきました。

この計画は、令和6年5月に次世代育成支援対策推進法が改正され、同法の有効期限が令和17年3月まで延長されたことに伴い、国から示された「行動計画策定指針」に掲げられた基本的視点を踏まえ、今後さらに職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進することを目的して策定したものです。

2 計画期間

計画期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

3 計画の推進体制

総務課において、関係課等と連携しながら進捗状況の把握、課題の検討を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、次世代育成支援対策に関する研修等を実施するとともに、仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行います。

Ⅱ 具体的な内容

1 勤務環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対して、特別休暇、深夜勤務及び時間外勤務の制限、共済組合による出産費用の給付等の制度の周知を行います。

また、妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しを行うとともに、妊娠中及び出産後1年を経過しない職員から申し出があった場合には、深夜業務及び時間外勤務を命じないこととします。

令和7年4月からは育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を行う子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大することから、職員に対して周知を行います。

(2) 男性の子育て目的の休暇等の取得促進

男性職員が取得できる配偶者の出産休暇、配偶者が出産する場合の育児参加休暇、子の看護等休暇、育児休業等の制度について周知し、これら休暇等の取得を促進します。

子の看護等休暇については、令和7年4月から入学・卒業（入園・卒園）式等への参加も休暇の対象とすることから、職員に対して周知するとともに、子育てのための休暇を取得しやすい環境づくりに努めます。

また、このような休暇等を取得することについて、職場における理解が得られるための環境づくりを行います。

(3) 育児休業等を利用しやすく、育児休業後に職場復帰しやすい環境の整備

育児休業等を利用しやすく、また、育児休業後の就業が円滑に行われるような環境を整備し、円滑な取得の促進等を図るため、育児休業等の制度の趣旨や内容、休業期間中の育児休業手当金の支給等の経済的な支援措置について職員に対して周知するとともに、育児休業等を取得しやすい雰囲気醸成を図ります。

育児休業をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしてはならないことが法令により定められていることも踏まえ、育児休業を取得している職員を育児休業後に原職又は原職相当職に復帰させることや、職員が円滑に職場に復帰できるよう、本人の意欲・能力をいかしながら働くことのできる職場環境の整備に向けた取組に努めます。

また、育児休業等の取得の申し出があった場合は、特定の職員に負担がかからないよう業務分担の見直しを行うとともに、必要に応じて会計年度任用職員等の代替職員の確保に努めます。

(4) 時間外勤務の縮減

時間外勤務を縮減するため、一斉定時退庁日等の実施、行政DXの導入による事務の簡素合理化、時間外勤務の縮減のための意識啓発、勤務時間管理の徹底等の取り組みを推進します。

(5) 休暇の取得の促進

計画的な年次休暇の取得促進を図るため、年次休暇取得計画表の作成等により、年次休暇を取得しやすい雰囲気醸成や環境整備を行うとともに、課長会議等において、定期的に年次休暇の取得促進について啓発し、職員の意識改革を図ります。

また、月曜日、金曜日と週休日や国民の祝日と組み合わせる等により、連続休暇の取得促進を図ります。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

子ども連れの方が気兼ねなく来庁できるよう、日頃から十分な配慮を心がけ、親切で丁寧な応接対応に努めます。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子どもの多様な体験活動等の機会の充実を図るため、小・中学校等からの依頼に基づく職場見学に協力するとともに、子どもの参加する学校や地域の活動に対し、村の施設や敷地を提供することにより支援します。

また、子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域の交通安全活動や防犯活動、非行防止活動等に積極的に協力します。